

## 令和5年度 新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン 新旧対応表

新	旧
毎朝、健康観察（検温等）は各自で行う。	家庭において、毎朝の検温及び風邪症状の確認をして健康観察表に記入する。
発熱や咳、喉の痛み等がある場合は、無理せず自宅で休養する。必要に応じて医療機関を受診する。	発熱等の風邪症状がある場合は、医療機関を受診し、医師の指示を受ける。（医療機関受診までは出席停止）
コロナ陽性の場合は学校に連絡し、医療機関の指示に従う。この場合は出席停止となる。	コロナ陰性であれば、症状が治まったのち学校に連絡し、登校する。（陰性判明後は欠席扱い）
生徒本人が感染した場合のみ出席停止となる。新型コロナウイルスワクチン接種のための欠席・遅刻・早退は出席停止扱いにならない。（副反応も同様）	同居家族に風邪症状があっても出席を停止しない。
健康観察は実施するが検温や健康観察表の発行はしない。	登校時に健康観察表を提出する。健康観察表を忘れた生徒や検温をしてこなかった生徒は、教室で検温と健康観察をする。
学級朝礼で健康観察をする。生徒から体調不良の申し出があった場合、養護教諭に連絡する。保健室で体調の確認をし、その後の行動の可否を養護教諭から指示を受ける。 養護教員不在時はHR担任・学年職員・保健課職員が対応する。	学級朝礼で健康観察表のチェックや生徒の様子を見て、風邪の症状等の体調不良の生徒があれば保健室に連絡し、保健室で検温、症状を聞き、早退の判断をする。 ※ 養護教員不在時はHR担任・学年職員・保健課職員が対応する。 生徒が早退する際は担任が保護者に連絡し、帰宅方法を確認する。 ※ 公共交通機関を利用して登校している生徒は保護者に迎えを依頼する。
（変更なし）	マスクの着用を求めない。
可能な限り手指消毒も継続し、こまめな手洗いで清潔な状態を保つ。	登校時、咳やくしゃみ鼻をかんだ時、昼食の前後、掃除の後、トイレの後、共用物を触った時などこまめに手洗いや手指消毒をする。（流水と石鹸で30秒程度かけた手洗いが基本、ハンカチ共用不可） 個人のごみ（使用済みティッシュ、飲食類のごみ等）は持ち帰る。
教室の換気は日常的に行う。	教室等の換気を徹底する。（エアコン使用中でも、2方向の窓及び扉を同時に開ける。）
授業等の活動中、近距離・対面での大きな声の会話は控える。	近距離での会話（真正面を避ける）や大きな声を発することをできる限り控える。
昼休みに自分のクラスの自分の席で昼食をとる。食事のマナーとして大声は出さない。机を向かい合わせにしない。	昼食時には、手洗いをして、飛沫を飛ばさないように注意する。その上で適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える。机を向かい合わせにしない。